厚生労働科学研究費補助金（循環器・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
総括研究報告書

事業所特定給食施設における関係者間の連携による栄養管理業務の推進に向けた研究

研究代表者　市川 陽子（静岡県立大学食品栄養科学部 教授）

研究要旨

事業所給食の意義は、適切に栄養管理・調製された食事の提供によって利用者の健康の維持・増進に寄与するとともに、労働意欲や作業効率を高め、生産性の向上を図ることにある。本研究の目的は、事業所特定給食施設における関係者の連携状況等を把握し、関係者が連携した効果的な栄養管理を推進するための資料を作成することである。

令和 7 年度（研究 2 年目）は、1）関東及び中部地方に所在する事業所特定給食施設 7 施設を対象に、施設側・受託側双方の関係者（食堂管理部門、健康管理部門、保険者、給食受託会社等）への半構造化インタビューを実施し、連携による健康増進活動の好事例を収集するとともに、現状の課題を検討した。2) 4 県及び 3 政令指定都市の自治体管理栄養士を対象に、事業所特定給食施設への実地指導や栄養管理推進のための支援に関する半構造化インタビューを実施し、実態と課題を把握した。3）これらの成果を踏まえ、事業所の関係者が連携して給食を活用した食環境整備を進め、利用者のやせ・肥満の割合、生活習慣病リスク者の割合の減少等に取り組むための手法、及び自治体管理栄養士による支援の手法を示した資料（「『みんなで連携』ハンドブック～事業所給食施設から始める働く世代の健康づくり～」〈事業所編〉、〈自治体編〉）を作成した。

研究分担者　高橋 孝子　（大阪公立大学生活科学部 准教授）
田丸 淳子　（神戸学院大学栄養学部 准教授）
山中 沙紀　（日本栄養大学栄養学部 講師）

研究協力者　秋元 直美　（エームサービス株式会社 IDS センター ニュートリション室）
佐藤 愛香　（コンパスグループ・ジャパン株式会社 営業開発クリエイティブラボ）
品川 喜代美（※シダックス・コントラクトフードサービス株式会社 総合研究チーム）
田中 さや香（フジ産業株式会社 事業推進部 商品栄養企画グループ）
望月 ひとみ（株式会社グリーンハウス 健康経営推進室・管理栄養士高度化研究室）
大内田由美　（※大阪市保健所 管理課）
中川 夕美　（熊本県水俣保健所 保健予防課）
内田 菜月　（神戸学院大学大学院栄養学研究科 修士課程 2 年）
米倉　嶺　（※静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府 修士課程 2 年）
若山　桜　（※大阪公立大学大学院生活科学研究科 修士課程 2 年）

その他協力者
赤堀 摩弥　（静岡県東部健康福祉センター 健康増進課）
宇津木志のぶ（静岡県賀茂健康福祉センター 健康増進課）
辻井 博美　（※静岡県西部健康福祉センター 健康増進課）
中村 美穂　（※静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府 フードマネジメント研究室）
※ 所属等は、2026 年 3 月時点のものである。

A. 研究目的

本研究の目的は、事業所特定給食施設における関係者の連携状況等を把握し、関係者が連携した効果的な栄養管理を推進するための資料を作成することである。

事業所給食は、利用者（従業員）の食環境の整備に資する主要な要素の一つである。従来は、安価で安心な食事の提供による福利厚生や、従業員同士のコミュニケーション、リフレッシュメントの場としての役割を担ってきた。しかし近年では、人口減少や高齢化、労働力不足の進行を背景に、単なる食事提供の場にとどまらず、従業員の well-being や健康寿命の延伸を支える「健康経営」[1)]の一環として、その役割はさらに重要性を増している。加えて、労働意欲や作業効率の向上を通じた生産性向上への寄与も期待されており、「健康経営」において企業の健康づくりの取組を評価する「健康経営度調査票」に設けられた「食生活改善に向けた取組」と、給食施設（社員食堂）を活用した従業員の健康づくりを関連づけた取組など、企業経営の観点も重要となっている。

健康増進法に基づく特定給食施設には、「栄養管理の基準」に則った適切な栄養管理が求められており、設置者は管理栄養士・栄養士を施設に雇用・配置し、適切な栄養管理を行う必要がある。「健康日本 21（第三次）」では、「利用者に応じた食事提供をしている特定給食施設の増加」が目標とされ、「管理栄養士・栄養士を配置している施設（病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く。）の割合」がその指標とされた。一方で、健康増進法施行規則で定める「特別の栄養管理が必要な施設以外」では、管理栄養士・栄養士の配置は努力規定にとどまる。事業所特定給食施設における栄養士または管理栄養士の配置率は 48.1%、管理栄養士では 29.7%であり（令和 6 年度衛生行政報告例）、これは全施設種の特定給食施設における総平均（栄養士または管理栄養士 : 76.5%、管理栄養士:53.6%）と比較して著しく低い[2)]。

事業所給食の利用者には生活習慣病の罹患者・リスク者も含まれ、エネルギー過剰摂取、食事時間の不規則化、ストレスや局所疲労等の新たな課題も存在する。これらに対しては、施設側の給食管理部門と健康管理部門の連携に加え、施設側と受託側（給食会社）が連携した食環境改善の取組により、利用者の食生活を望ましい方向に導くことが望まれる。

さらに、「健康日本 21（第三次）」では、生活習慣病予防や健康寿命の延伸に加え、職域を含めた社会全体で健康づくりを推進する必要性が明確に示された。また、内閣府の「地域未来戦略」[3)]においても、地域資源

を活用した持続可能な社会の構築が求められており、企業活動と地域の健康課題への対応を一体的に進める視点の重要性が示されている。

上記のような動向を踏まえると、自治体管理栄養士には、健康増進法に基づく行政的枠組みのなかで、特定給食施設等における栄養管理の実施状況を把握し必要な指導及び助言を行うことにより、科学的根拠に基づく食環境整備を推進する役割が期待される。特に、事業所給食施設は地域経済の活性化や地域の持続可能性に寄与し得る重要な社会基盤であり、その支援は自治体管理栄養士の重要な役割の一つと考えられる。

本研究では 1 年目に、全国から選定した自治体の本庁または保健所に提出された、事業所（特定）給食施設の「栄養管理報告書」の内容の解析を行い、管理栄養士・栄養士の配置状況、食数等と給食・栄養管理の実施状況の関連について検討した。また、栄養管理報告書では明らかに出来なかった、事業所給食施設における栄養管理のための関係者間の連携状況を把握することを目的として、追加アンケート調査を行い、常勤管理栄養士・栄養士配置の意義、施設側と受託側の連携による栄養管理を推進する要因について検討を行った。管理栄養士が配置され、施設側と受託側の連携が図られている施設では、食環境整備による健康増進活動により多く取組んでいることが明らかとなった。

さらに、国内外の事業所給食施設（勤労者食堂）における栄養管理に関する研究について文献レビューを行い、効果的な栄養管理を推進するための課題と解決策を整理した。

2 年目の令和 7 年度は、1）関東及び中部地方に所在する事業所特定給食施設 7 施設を対象に、施設側・受託側双方の関係者（食堂管理部門、健康管理部門、保険者、給食受託会社等）への半構造化インタビューを実施し、連携による健康増進活動の好事例を収集するとともに、現状の課題を検討した（1 章）。 2）4 県及び 3 政令指定都市の自治体管理栄養士を対象に、事業所特定給食施設への実地指導や栄養管理推進のための支援に関する半構造化インタビューを実施し、実態と課題を把握した（2 章）。また、 3）これらの成果をふまえ、事業所の関係者が連携して給食を活用した食環境整備を進め、利用者のやせ・肥満の割合、生活習慣病リスク者の割合の減少等に取り組むための手法、及び自治体管理栄養士による支援の手法を示した資料（ツール、ガイド）を作成した（3 章）。

B. 研究方法

1. 事業所給食施設（施設側・受託側）に対するインタビュー調査

関東及び中部地方に所在する事業所特定給食施設 7 施設を対象に、施設側及び受託側の関係者に対して半構造化インタビューを実施した。インタビュー項目は、①対象施設（事業所及び給食施設）の概要、②従業員の健康増進の取組における PDCA サイクル、③食堂を活用した健康増進（食環境整備）の取組におけるステークホルダーの役割、④食堂を活用した健康増進（食環境整備）の取組における施設側・受託側の連携体制の構築、⑤施設側が目指す方向性と食環境整備、⑥健康増進（食環境整備）

の取組の持続可能性、⑦自治体との関わり、⑧健康増進（食環境整備）の取組への満足度、⑨事業所給食の意義・役割とした。また、調査に先立ち事前アンケートの結果を基にインタビューガイドを作成した。インタビューは許可を得て録音し、作成した逐語録を基に内容を整理・分析して概要表の作成を行い、連携による健康増進活動の好事例を収集するとともに、現状の課題を検討した。

2. 自治体管理栄養士に対するインタビュー調査

4 県及び 3 政令指定都市の自治体管理栄養士を対象に、事業所特定給食施設への実地指導や栄養管理推進のための支援に関する半構造化インタビューを実施した。インタビュー項目は、①自治体における行政管理栄養士数、②事業所給食施設に対する実地指導・支援の現状と位置付け、③事業所給食施設向けの研修会のあり方、④栄養管理報告書の回収及びデータ活用、⑤食堂を活用した健康増進の取組（食環境整備）における施設側・受託側の連携体制の構築、⑥自治体管理栄養士・栄養士が事業所給食施設支援を推進するために必要と考える「ガイド」の内容、⑦事業所給食施設に対する実地指導・支援に対する現状の満足度、⑧保健所管理栄養士における実地指導の学習方法、⑨特定給食施設に対する実地指導の管内地域差、⑩その他とした。**1.** と同様、調査に先立ち事前アンケートの結果を基にインタビューガイドを作成した。インタビューは許可を得て録音し、作成した逐語録を基に内容を整理・分析して概要表の作成を行い、実態と課題を把握した。

3. 事業所給食施設における関係者間の連携を促進するためのハンドブックの作成

1. 2. の成果をふまえ、事業所の関係者が連携して給食を活用した食環境整備を進め、利用者のやせ・肥満の割合、生活習慣病リスク者の割合の減少等に取り組むための手法、及び自治体管理栄養士による支援の手法を示した資料（ツール・ガイド）として、「『みんなで連携』ハンドブック～事業所給食施設から始める働く世代の健康づくり～〈事業所編〉」、「『みんなで連携』ハンドブック～事業所給食施設から始める働く世代の健康づくり〈自治体編〉」を作成した。

C. 研究結果

1. 事業所給食施設（施設側・受託側）に対するインタビュー調査

本研究でインタビューを実施した事業所特定給食施設では、施設側・受託側の連携体制は一定程度構築されていたが、連携内容や実効性には事業所間で差がみられた。また、連携を促進する要因として、給食委員会の定期開催、年間スケジュールの共有、従業員の健康課題に関する共通認識が挙げられた。

栄養管理の実践においては、給与栄養目標量が計画（Plan）に十分に活用されていない施設、スマートミールをはじめとした健康配慮メニューの提供や食環境整備（Do）は行われている一方、健康配慮メニューの提供が健康診断結果等を活用した評価（Check）や、その後の献立改善、情報提供、環境整備（Act）に反映されていない施設がほとんどであった。

2. 自治体管理栄養士に対するインタビュー調査

本研究でのインタビュー対象自治体では、管下すべての事業所特定給食施設に実地指導を実施できている自治体はなかった（７自治体中、１自治体を除く）。多くの自治体が実地指導に関するマニュアルを整備しており、一部の自治体では食品衛生監視員や、他の法的根拠に基づく監査部門と連携して実施していた。また、実地指導時には施設側・受託側双方に同席を求め、栄養管理報告書を用いて給食利用者の身体状況や疾病状況を確認している自治体管理栄養士が多かった。さらに、施設側の食堂管理者（総務部などの食堂担当者）に関心を持ってもらえるようにすることが実地指導の成功に不可欠であり、健康管理部門担当者とともに、施設側と受託側の連携を促進する上でのキーパーソンとして捉えていた。

3. 事業所給食施設における関係者間の連携を促進するためのハンドブックの作成

ハンドブック〈事業所編〉では、施設側と受託側が連携して社員食堂を活用した健康増進活動に取り組む流れをフロー図で示し、「方針の提示」「組織化」「アセスメント」「食事提供・食環境整備」「評価・改善」の導入ポイントを整理した。また、各ステークホルダーの役割や、できることから取組を始め、活動を展開していくイメージを示し、施設側と受託側の連携による健康増進活動の導入を促進する内容とした。さらに、施設側・受託側双方へのインタビューから得られた好事例を事例として収載した。一方、ハンドブック〈自治体編〉では、事業所給食施設における健康増進活動に対する自治体の役割を再確認するとともに、支援状況を自己点検できるリストを収載した。また、本研究の調査結果をもとに、事業所給食施設への支援時に活用できる、支援方法に係る具体的なチェックリストを作成・収載し、ダウンロード可能な媒体も作成した。

D. 考察

事業所給食施設の施設側・受託側双方へのインタビューの結果より、関係者が連携して事業所給食を活用した健康増進活動を推進するためには、給食委員会を定期的に開催し、そこに健康管理部門（保健師等）、給食受託会社（管理栄養士）が参画して従業員の健康課題を共有・検討する体制を整えることが必要であり、また、ステークホルダー間で役割を明確化し、特定個人に依存しない関係性を構築することが、給食を活用した健康増進の取組の安定性、継続性の上で不可欠と考えられた。

PDCA サイクルに基づいた栄養管理においては、健康診断結果等の個人情報共有の制約や、健康指標を用いた定量的評価の不足が課題として明らかとなった。管理栄養士・栄養士と健康管理部門を含むステークホルダーが参画する連携体制の構築は、効果的な栄養管理の促進、取組の質及び持続性を高めるために極めて重要と考えられた。

自治体管理栄養士へのインタビュー結果からは、事業所給食施設への実地指導の際に施設側の食堂管理部門と健康管理部門の担当者、受託側の責任者の同席を求めることが、両者の連携強化に重要であることが示唆された。また、自治体管理栄養士は、自治体組織内において健康増進法以外の法

的根拠に基づき特定給食施設を所管する部署とも連携し、事業所給食施設に対する実地指導を推進していくことが望まれた。さらに、提出された栄養管理報告書の全体的な結果を公表・活用し、実地指導を通じて事業所の食堂管理部門、健康管理部門、及び給食受託会社間の連携を支援できる可能性が示された。

事業所給食施設における給食を活用した栄養管理、健康増進の推進に関する関係者の理解ならびに関係者間の連携、また、自治体管理栄養士による事業所給食施設の上記に関する支援においては、これらを円滑に、効果的に実施するためのツール、ガイドが必要と考えられた。

E. 結論

給食管理業務の委託率が 9 割を超える事業所給食施設では、施設側と受託側の関係者、保険者、当事者である従業員、さらに自治体も含めたステークホルダーが連携し、それぞれの役割によって従業員を健康に導く食環境の整備を図り、栄養管理、健康管理につなげることが求められる。さらに、PDCA サイクルに基づき、利用者の健康課題を把握した上で計画に反映し、実施の評価を改善につなげる栄養管理が重要であり、管理栄養士と健康管理部門が参画する連携体制は、効果的で持続的な栄養管理、健康増進の取組の鍵となることが示唆された。自治体管理栄養士には、実地指導等を通じて、上記の連携体制の構築、強化を促す支援を行うことが期待される。

文献

1) 経済産業省：健康経営優良法人認定制度（2025）https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html（アクセス日：2026 年 3 月 31 日）
2) 厚生労働省：令和 6 年度衛生行政報告例（2025），https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040359142（アクセス日：2025 年 12 月 15 日）
3) 内閣官房 地域未来戦略本部事務局ほか：地域未来戦略の推進について（2026），https://www.soumu.go.jp/main_content/001052329.pdf（アクセス日：2026 年 1 月 31 日）

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

1) 山中沙紀，髙橋孝子，田丸淳子，米倉嶺，若山桜，市川陽子：事業所給食施設における栄養管理の実施状況，第 79 回日本栄養・食糧学会大会講演要旨集，p.185（2025）
2) 若山桜，髙橋孝子，米倉嶺，田丸淳子，山中沙紀，市川陽子：事業所給食施設における管理栄養士・栄養士の配置状況，栄養管理の状況に関する実態

調査－第 1 報 栄養管理報告書から（B 自治体），第 72 回日本栄養改善学会学術総会要旨集，p.237（2025）
3) 山中沙紀，髙橋孝子，若山桜，米倉嶺，田丸淳子，市川陽子：事業所給食施設における管理栄養士・栄養士の配置状況，栄養管理の状況に関する実態調査－第 2 報 指導票から（B 自治体），第 72 回日本栄養改善学会学術総会要旨集，p.237（2025）
4) 米倉嶺, 髙橋孝子, 田丸淳子, 山中沙紀，若山桜，櫻井真汐，内藤慶子，市川陽子：事業所給食施設における管理栄養士・栄養士の配置状況，栄養管理の状況に関する実態調査（D 自治体），第 72 回日本栄養改善学会学術総会要旨集, p.237（2025）
5) 髙橋孝子, 細田幸菜, 若山桜, 山中沙紀，田丸淳子，大内田由美，市川陽子：指導票からみた常勤管理栄養士・栄養士未配置の事業所給食施設の栄養管理の実態，第 20 回日本給食経営管理学会学術総会講演要旨集，p.44（2025）
6) 米倉嶺, 田丸淳子, 髙橋孝子, 山中沙紀，若山桜，内田菜月，市川陽子：事業所給食施設の「栄養・食事管理実施」に関する実態調査，第 20 回日本給食経営管理学会学術総会講演要旨集，p.44（2025）
7) 山中沙紀, 米倉嶺, 髙橋孝子, 田丸淳子，若山桜，内田菜月，市川陽子：事業所給食施設（施設側・受託側）に対するインタビュー調査からみた連携体制と健康増進の取組み，第 73 回日本栄養改善学会学術総会（演題登録済み）（2026）
8) 髙橋孝子, 山中沙紀, 田丸淳子, 若山桜，米倉嶺，内田菜月，市川陽子：自治体の行政管理栄養士へのインタビュー調査による事業所給食施設の実地指導の状況，第 73 回日本栄養改善学会学術総会（演題登録済み）（2026）

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし